

青森県報

第二千六百六十五号

平成十八年
八月十一日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出	(同)	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	一
救急病院の設置	(医療業務課)	二
家畜伝染病の発生	(畜産課)	二
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	二
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	三
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	三
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	四
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	四

告

示

青森県告示第五百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
傍島内科医院	弘前市大字城西一丁目八の二〇	平成一八・三・一四

青森県告示第五百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	事業所	指定年月日
名称 有限会社聖友	主たる事務所の所在地 弘前市大字門外三丁目七の二八	平成一八・三・一四
名称 有限会社明倫	主たる事務所の所在地 八戸市小中野六丁目一八の二二	
事業名称 訪問看護ステーションほのか	事業所 弘前市大字門外三丁目七の二八	平成一八・三・一四
事業名称 訪問看護ステーション結	事業所 八戸市吹上一丁目一〇の九	

青森県告示第五百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	青森県立さわらび園	弘前市大字中別所字平山 一六八	平成一六・四・一
変更後	青森県立さわらび医療療育センター		
変更前	鳴海医院	弘前市大字南川端町一五	一三・三・一
変更後	ナルミ医院		
変更前	有限会社サン・ケア 三戸薬局	三戸郡三戸町大字川守田 字沖中一〇の六	一六・七・四
変更後	三戸薬局		

青森県告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
傍島内科医院	弘前市大字城西一丁目八の一〇	平成一六・三・三
坂上小児科医院	青森市篠田二丁目一六の二	一六・六・三〇
よつばクリニック	八戸市柏崎一丁目一〇の一〇	一六・七・二〇
メディカルサポート調剤薬局	弘前市大字百石町三七の四	一六・五・三

青森県告示第五百九十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十八年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	認定の有効期限
独立行政法人国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 一五五	平成二十一年八月七日

青森県告示第五百九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十八年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、患者の疑似	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	上北郡七戸町	平成一六・七・三

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字三本木字里ノ沢一の六〇六、一の六〇七、三五の四及び一八三の三	大阪府吹田市豊津町九の一 株式会社 ローソン 東京都中央区八丁堀三丁目一七の六 太平洋石油販売株式会社

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年八月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党青森県環境保全支部	藤本辰夫	藤本孝男	青森市大字幸畑字谷脇六七の七	平成一八・七・七

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
盛徳広後援会	盛 俊一	小山内 隆司	つがる市木造桜川二の二二	平成一八・七・三
山口昭彦後援会	山口一廣	小山内 一時	つがる市木造大畑滝井一三の一〇	一八・七・三
はりま博子後援会	下久保 時雄	小笠原光	十和田市大字奥瀬字下川目一二七の二	一八・七・二〇
山本富雄後援会	中谷 精	佐々木 富也	十和田市東四番町二の四二	一八・七・二〇
佐藤孝志後援会	奈良 滋	今 守	つがる市森田町床舞猿沢二七の一	一八・七・二二
伏見秀人後援会	伏見千晶	畠山牧子	弘前市大字松原東四丁目九の八	一八・七・二二

三村申吾むつ地区後援会	石橋 孝	白井二郎	むつ市横迎町一丁目一三の二四	一八・七・二二
えびな鉄芳後援会	海老名 徳太郎	工藤秀憲	青森市浪岡大字女鹿沢字西種本八	一八・七・二四
成田克子後援会	対馬 実	成田克子	つがる市木造柴田篠塚一の八	一八・七・二九
太田一後援会	有馬嘉蔵	山田信一	青森市浪岡大字五本松字岡本二一の二	一八・七・二四
赤石つぐみ後援会	高淵政夫	下山雅弘	十和田市大字奥瀬字栃久保七三の一	一八・七・二六

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年八月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党青森県宅建支部	代表者 安田 勝位	平成一八・七・七
自由民主党木造支部	主たる事務所の所在地 つかがる市木造若竹一三	一八・七・三
代表者 増田 教正	代表者 高橋 作蔵	一八・七・三
代表者 安田 裕	代表者 石田 栢	一八・七・三
代表者 山内 和夫	代表者 高橋 弘一	一八・七・三
代表者 洪谷 勲	代表者 木村 巖	一八・七・三
代表者 葛西 重明	代表者 網代五四	一八・七・三
代表者 つかがる市木造豊田	代表者 網代五四	一八・七・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
蛭沢正雄後援会	主たる事務所の所在地	上北郡東北町字塔ノ沢山一	上北郡東北町字塔ノ沢山六五の三	平成一八・七・三
兼平清後援会	代表者	佐藤 真一	兼平 十三雄	一八・七・五
日本原燃労働組合政治連盟	代表者	田中 健	木村 竹善	一八・七・七
長谷川兼己後援会	政治団体の名称	長谷川兼己後援会	長谷川兼己後援会	一八・七・七
はばたき21	会計責任者	佐々木 眞	大坂 健蔵	一八・七・七
山本富雄後援会	代表者	中谷 精	大竹 達三	一八・七・〇
木下靖後援会	代表者	上田 正彦	丹藤 節治	一八・七・二
館岡一郎後援会	代表者	山田 勝見	田中 正一	一八・七・三
市政改革市民会議	主たる事務所の所在地	五所川原市字鎌谷町九六の一	五所川原市字一ツ谷五三六の二六	一八・七・四
沼山喜久男後援会	代表者	滝沢 清美	佐伯 義明	一八・七・八
太田一後援会	代表者	有馬 嘉蔵	有馬 良一	一八・七・四

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年八月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党蓬田村支部	平成一八・七・六	平成一八・七・〇
自由民主党青森県五所川原市第二支部	一八・七・三	一八・七・三
政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
山本富雄後援会	平成一八・七・六	平成一八・七・〇
館岡一郎後援会	一八・七・三	一八・七・三
太田一後援会	一八・七・五	一八・七・四

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年八月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	異動事項	届出年月日
川端一義（むつ市議会議員）	大畑政策研究会	新	平成一八・七・五
		旧	

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭